

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護システム	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部地域福祉課・生活支援班	
個人情報ファイルの利用目的	・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年社発第 382 号）に基づき、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に行う事務	
記録項目	個人コード、氏名、生年月日、性別、続柄、国籍、生保開始日、生保廃止（停止）日、受給者番号、住所、申請番号、申請年月日、受理年月日、地区、地区担当員、訪問格付、世帯類型、保護開始前の医療保険、障害・傷病区分、本籍地、筆頭者、介護保険情報、自立支援情報、年金情報、生活歴、傷病の状況、収入の状況、資産の状況、負債の状況、扶養義務者の状況、他法関係、住宅及び生活環境、相談業務にて知り得た情報	
記録範囲	世帯	
記録情報の収集方法	本人、家族、相談者、市民課、課税課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課、他の官公庁、関係実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）袖ヶ浦市役所福祉部地域福祉課	
	（所在地）袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考		